化学製品 PL 相談センター　　2026 年 11 月 13 日発行

アクティビティノート　<第 357 号>

2026 年 10 月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1．　相談業務

1-1　2026 年 10 月度相談受付件数　・・・・ p.2

1-2　受付相談事例および内容の紹介　・・・・ p.3～11

2．　ちょっと注目 「資源循環は、何から始まるのか
－「捨てた後」ではなく「作る時」から考える－　・・・・ p.12~13

TOPICS



資源循環は、何からはじまるのか
―「捨てた後」ではなく「作る時」から考える―

資源循環というと、ごみの分別を思い浮かべる人も多いでしょう。
しかし、資源循環は回収の仕組みだけで実現するものではありません。
製品の作り方から長く使うこと、商品を選ぶことまで、資源循環について考えます。

『お知らせ』

化学製品 PL 相談センターの 2026 年度上期受付相談のまとめを発行しました。
下記リンクからご確認ください。

https://chemical-pl.jp/activity/#annual

1. 相談業務

１．１　相談受付件数

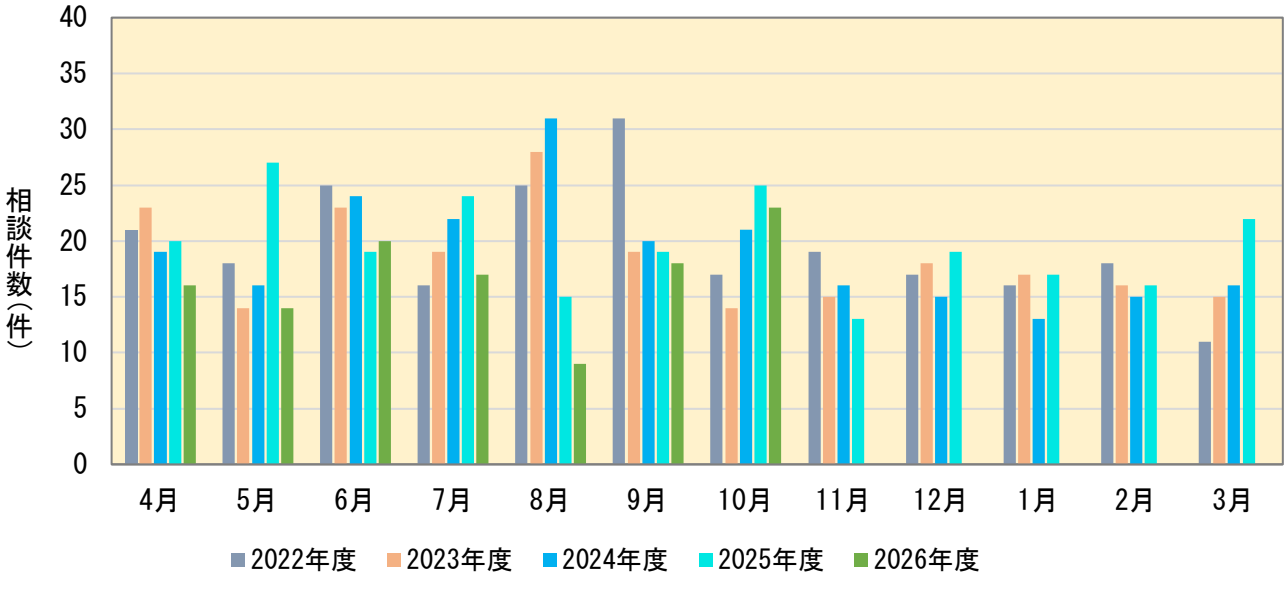
2026 年 10 月度相談受付件数(10/1～10/31 実働:22 日)

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比*
消費者･消費者団体	4	0	2	9	0	15	65%
消費生活C･行政	1	2	0	2	0	5	22%
事業者･事業者団体	0	0	0	2	0	2	9%
メディア･その他	0	0	0	1	0	1	4%
合計	5	2	2	14	0	23	
構成比*	22%	9%	9%	61%	-		100%

＊数値の端数処理の関係で合計が 100%とならないことがあります。

相談内容区分(改定 2008 年 8 月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問合せ等
意見･報告等	一般的な意見・報告･情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移(2022～2026年度)

１．２　受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしています。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしています。

◆事故クレーム関連相談

- **＜洗濯槽クリーナーの液漏れで棚が損傷＞　「半年ほど前に○○社の洗濯槽クリーナー△△を購入し、木製の棚に保管していた。使おうと容器を手でとったら、液が漏れてボトル表面に付着してラベルが変色し、置いていた棚が楕円形に脱色していた。○○社に連絡したら、商品は交換するが棚の補償はできないと言われた。」との相談を受けている。何か知見はないか。〈消費生活C〉**

  ⇒△△は次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする洗濯槽の洗浄剤です。次亜塩素酸ナトリウムは漂白作用があるため、木製の棚に付着すると、脱色したり、木材の内部まで浸透して材質を劣化させたりする可能性があります。まだ容器が手元にあるようですので、液漏れした容器を保管し、液漏れの原因や製品の状態について○○社に調査を依頼し、その結果を踏まえて、棚の損傷についても補償を再度申し出てみてはいかがでしょうか。

- **＜次亜塩素酸ナトリウムの液漏れで階下に被害＞　１年半くらい前に、通販サイトで○○社の次亜塩素酸ナトリウム12%の20ℓ容器を購入。段ボールに容器が入った状態のまま、手動式の給油ポンプで小分けにして使用していた。昨月、容器から液が漏れ、賃貸の自宅の畳を通じて階下の住居の天井や壁まで被害が及び、配線などにも影響した。個人賠償責任保険に加入しておらず、階下の家の修理代金を支払った。容器を見ると、底の部分に2か所亀裂が入っている。自宅で落下などはさせていない。○○社に連絡をしたら「購入から1年半もたてば次亜塩素酸ナトリウムは分解して効果がなくなる。遠方なので被害状況などを見に行くことはできない。消費生活センターに相談して、センターから何かいわれたら対応する」といわれた。修理代金の補償などを求められないか。地元の消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉**

  ⇒次亜塩素酸ナトリウムの水溶液は保管により、徐々に分解されて効力は減少しますが、1年半で効力がなくなるとは限りません。製造物責任（PL）法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に係る被害が生じた場合に、製造業者等が損害賠償責任を負うことを定めた法律です。損害賠償を求めるには、製品の欠陥や損害との因果関係などを立証する必要があります。これまでの経緯や被害状況を整理し、改めて消費生活センターに相談して、国民生活センターの商品テストなどによる原因究明が可能か、検討を依頼してはいかがでしょうか。また、調査が難しい場合や、製造業者などへの損害賠償請求を検討する場合は、市町村などが実施する無料法律相談などで弁護士に相談するのも一つの方法です。

- **＜引き出し用の除湿シートで着物にシミができた＞　タンスの引き出し用にシートタイプの除**

湿剤〇〇を使用したところ、着物にシミができていることに気づいた。〇〇のシートから液漏れしたのではないかと考えている。〇〇のシートには「衣類の上に置いて使用する」という表記はあったが、いつも使用している別の製品△△では、シートの上に着物を置いて使用しても問題がなかったため、〇〇も同様にシートの上に着物を置いて使用した。着物にシミができたため、メーカーに補償を要求できるだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒〇〇は、塩化カルシウムを主成分とした除湿剤です。塩化カルシウムは水分を吸収すると液体になる性質（潮解性）があります。製品は、空気中の水分を取り込む吸湿面と、水分が染み出すのを防ぐ防水面で構成されており、吸湿面を上にして衣類の一番上に置くよう指定されています。今回は、製品表示とは異なる使い方をしていたことから、メーカーに補償を求めるのは難しい場合があります。ただし、除湿シートの使用箇所にシミが生じたとのことですので、製品の不具合の有無や表示内容について、メーカーに確認してみてはいかがでしょうか。

- **＜車のコーティング剤でボンネットにムラ＞ 1週間程前、〇〇社の車用スプレーコーティング剤△△を初めて使用したら、ブルーの新車のボンネットに油のシミがついたような状態で固まり、拭いても取れなくなってしまった。購入したカー用品店□□でコーティング剤を拭き取ってもらい、車の状態は回復した。〇〇社に問い合わせ、商品を引き取ってもらい調査したが、商品に問題はなく、使用方法が悪いとの回答で返金してくれなかった。自分は説明書通りに正しく使ったつもりであり、〇〇社の対応に納得がいかない。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉**

⇒本製品の使用によってボンネットにムラが生じた原因について、当センターでは判断できません。メーカーから商品に問題はないとの回答があったとのことですが、どのような使用方法に問題があったと判断したのか、具体的な説明を求めてみてはいかがでしょうか。また、購入したカー用品店にも当時の状態や対応について見解を聞いてみてはどうでしょうか。

- **＜ネットで購入した椅子による体調不良＞ 1年以上前にネットで〇〇の椅子を購入し、家で組み立て使用していた。私も主人も椅子の臭いで喉の痛みや具合が悪くなる症状が続き、使用を止め納戸にしばらく置いておいた。その後も、椅子が置かれていた部屋や、納戸に収納してあるコートなどの衣類についた臭いなどにより、体調不良が続いている。すでに販売店に連絡し、返品と返金済である。また県が紹介してくれたシックハウスなどの原因物質を測定してくれる機関に連絡し、測定してもらったが特に何も出ないと言われている。販売店から椅子に使用されている接着剤の影響かもしれないと言われていたので、接着剤の成分が、合成ラテックス系の水性接着剤△△であることを確認した。△△を除去するための方法がないか知りたい。PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉**

⇒一般に合成ラテックス系の水性接着剤は、乾燥・硬化後は比較的安定したゴム状の樹脂になります。乾燥後も臭いが残ることはありますが、臭いの強さや持続期間は、製品の配合比や使用状況によって異なります。△△を除去する方法は当センターではわかりませんが、臭いの発生源と思われる椅子はすでに返品されているので、空気の入れ換えによる希釈効

果で徐々に少なくなっていくと考えられます。また、臭気が気になるようでしたら、部屋や納戸をよく換気されることをおすすめします。なお、体調不良については、原因を限定せず医療機関を受診されることをおすすめします。

◆品質クレーム関連相談

◆ **＜車のパーツクリーナーの液漏れについて＞ 「9年前にDIYを扱う店舗でエアゾールタイプの車のパーツクリーナー〇〇を30本購入した。先日、残り14本中10本の中身が抜けて空になっているのに気付いた。人体や他の対象物に被害はなかった。購入店に相談して調査してもらったが、製造から9年経過しており錆びが原因だと言われただけで、交換などの対応もなく納得がいかない。缶が腐食する可能性があると表示されていないことが問題で、補償を求めたい」との相談を受けている。このようなエアゾール缶製品の表示にガイドラインはあるのかなど、知見はないか。〈消費生活C〉**

⇒車のパーツクリーナーは、ブレーキ部品などに付着した油脂類や汚れを溶かして落とす製品であり、油脂を落とすための有機溶剤とエアゾールの噴射剤が含まれています。エアゾール製品には、製品の種類や仕様に応じて、高圧ガス保安法などの関係法令に基づく表示のほか、日本エアゾール協会が定める表示自主基準があります。

また、日本エアゾール協会では、長期間の保管や湿気の多い場所での保管により、缶が錆びて液漏れする可能性があるとして注意喚起しています(https://www.aiaj.or.jp/safety/)。

一方、今回のような長期保管による缶の腐食について、製品への表示がどの程度求められるかは、適用される法令や自主基準、製品の種類によって異なります。今回の製品については、購入時の表示や取扱説明書を確認し、保管上の注意がどのように記載されていたか、また、メーカーに製品の保管期限や長期保管による品質への影響について確認してみてはいかがでしょうか。

◆ **＜スズメバチ退治スプレーの不良について＞ 「以前に購入した〇〇社のスズメバチ退治スプレー△△を別のハチにスプレーしようとしたら、0.5秒位しか噴霧できず、ハチに刺されてしまった。〇〇社に問い合わせたら、噴射口がずれて噴射していた可能性があり、使い方に問題があると言われた。〇〇の製品に問題があるのではないか。ハチにアナフィラキシーの家族がおり、今後の使用も不安」と相談があった。化学製品PL相談センターに、過去に同様の問い合わせがなかったか確認したい。〈消費生活C〉**

⇒当センターに同様の問い合わせはありません。今回、噴霧できなかった原因が、製品自体の欠陥によるかどうかは、現時点ではわかりません。また、注意表示が不十分であった場合など、指示・警告上の欠陥が問題となる可能性もあります。まずは〇〇社に、どのような使い方に問題があったのか、具体的な説明を求めてはいかがでしょうか。説明に納得ができない場合には、その理由を伝え、再度回答を求めることも考えられます。

◆一般相談

◆ **＜トイレの洗浄剤の成分について＞「トイレの黄ばみを取る洗剤〇〇で、以前は汚れにかけた**

ら泡になってきれいに汚れが取れたが、最近は汚れが取れない。〇〇の商品の成分について変更があったりしていないか」と消費者から相談を受けている。何か知見はあるか。〈消費生活C〉

⇒当センターでは、個別の製品に使われている成分の詳細や性能に関する情報は持ち合わせておりません。〇〇は現在も販売されているようですので、直接メーカーに問い合わせてはいかがでしょうか。

- **＜ヘアカラーの2剤の過酸化水素について＞ 消費者からヘアカラーに含まれる過酸化水素の濃度について聞かれている。知見がないので、化学製品PL相談センターを消費者に紹介してもよいか。〈消費生活C〉**

⇒日本国内で販売されるヘアカラーについては、厚生労働省の染毛剤製造販売承認基準(https://www.mhlw.go.jp/content/000797785.pdf)において、染毛剤や脱色剤に含まれる過酸化水素水の濃度は6%を超えてはいけないとされています。過酸化水素は、強力な酸化剤で、髪の中のメラニン色素を脱色するとともに、ヘアカラーの酸化染料の発色に関与します。白髪用・黒髪用などの用途や仕上がりの色など製品によって過酸化水素の濃度は異なります。

- **＜次亜塩素酸水の安全性について＞ 家族がスプレータイプの次亜塩素酸水〇〇を買ってきて、クッションやカーテンなどのファブリック製品がビショビショになるまで噴霧している。心臓病の家族がいるので安全性が心配である。大丈夫か。消費生活センターに相談したら、化学製品PL相談センターを紹介された。〈消費者〉**

⇒次亜塩素酸水は、漂白剤などに使用されている次亜塩素酸ナトリウムとは異なり、主に次亜塩素酸を有効成分とし、比較的低い有効塩素濃度で除菌効果が得られるものです。ただし、塩素を含むため、繊維製品に噴霧すると脱色したり、金属を腐食させる可能性があります。また、目や呼吸器に刺激を生じる可能性もあります。ファブリック製品がビショビショになるほどの噴霧は避け、製品に表示された使用方法を守るようおすすめします。なお、次亜塩素酸水は、空間に噴霧して人が吸い込む使い方の安全性が確立しているわけではないため、空間噴霧を前提とした使用はおすすめできません(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html#h2_free5)。心臓病のあるご家族への影響については、病状や使用状況によって異なるため、ご心配な場合は、医師にご相談ください。

- **＜過炭酸ナトリウムの粉末と塩素系漂白剤を混ぜた場合の安全性について＞ 先程、ステンレス製の水筒を、いつも使用している過炭酸ナトリウムの粉末で洗浄していた。同時にキッチンのシンクも掃除をしていて、排水溝に塩素系漂白剤〇〇をかけたついでに1プッシュステンレス製の水筒にもかけてしまった。すぐに気が付いて水筒も排水溝も水で洗い流し、換気も15分以上している。現時点で目や喉の痛みなどの体調不良はないが、ガスが発生していないか心配になった。PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉**

⇒過炭酸ナトリウムは水に溶けると過酸化水素を生じます。過酸化水素は次亜塩素酸ナトリウムと反応して酸素が発生することがあります。今回はすぐに洗い流されていますし、換気もされていますので、過度に心配されることはないと思われます。なお、塩素系漂白剤は酸性洗浄剤と混ぜると有害な塩素ガスが発生するおそれがあります。このため、「まぜる

な危険」と書かれている製品は、他の洗浄剤と混ぜないように気を付けてください。

◆ **＜塩化カルシウムとダニ取り剤の併用について＞ 天然由来のダニ取り製品〇〇のケースとシートに、塩化カルシウムが触れた可能性がある。ダニ取り効果に問題はないか知りたい。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉**

⇒塩化カルシウムは、空気中の水分を吸収する性質があり、除湿剤・乾燥剤などに使われる物質です。〇〇は、誘引したダニを内部で乾燥させるという製品特長があるようですが、塩化カルシウムが接触したことによるダニ取り効果への影響については、当センターでは判断できません。メーカーに直接お問い合わせください。

◆ **＜洗い流さないトリートメント使用後に違和感＞ 4か月前に洗い流さないヘアトリートメント〇〇を使用したら、ハードワックスを使用したみたいに髪が固まってしまった。〇〇を落とすためシャンプーで洗い流したが、その洗い流したものが身体に被膜のような感じで付着し、今も落とせていない。手や背中に被膜のようにずっと付着しているため、手で触った所や衣服にも何かついたような状態になっている。製造メーカーに問い合わせたが、商品に問題はなく、皮膚科やクリーニング店に相談するように言われ、それ以上対応してくれない。皮膚科はまだ受診していない。対応してくれるところを探している。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉**

⇒皮膚の細胞は新陳代謝(ターンオーバー)によって徐々に入れ替わるため、通常、皮膚表面に付着した物質がそのまま4か月も残り続けることは考えにくいです。しかし、化学製品PL相談センターでは、個別の製品の安全性等の詳細情報は持ち合わせておりませんので、製品の使用と現在の状態の因果関係を判断することはできません。現在感じている被膜のような感覚が、実際に物質が付着していることによるものか、皮膚や感覚の状態によるものなのか、まずは医療機関を受診し、製品を使用した時期やその後の経過、現在感じている状態を具体的に伝え、原因や今後の対応について相談されてはいかがでしょうか。

◆ **＜ボディシャンプーの製造年月日について＞ 自宅にあるボディシャンプーに製造年月日が書かれていない。何故記載されていないのか。いつ作られたものなのか教えてもらえないか。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉**

⇒ボディシャンプーなどの化粧品・医薬部外品は、通常の保存条件のもとで製造後3年を超えても製品の性状及び品質が保持される場合は、製造年月日の表示は義務付けられていません。製造時期については、製造管理番号などから確認できる場合もありますので、製品に記載されている製造管理番号を製造販売元に伝えて確認されることをおすすめします。

◆ **＜衣類の撥水加工の落とし方について＞ 撥水加工は身体に良くないと思っており、これまで購入を避けていたが、誤って撥水加工されたコートを購入してしまった。メーカーから撥水加工は洗濯をすれば落とせると説明されたが本当に落ちるか不安である。化学製品PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉**

⇒撥水加工にはいくつか種類があり、落ちやすいものと落ちにくいものがあります。撥水剤を生地表面に付着させる加工がしてある場合は、洗濯などで徐々に撥水機能が低下することがありますが、その程度は加工の種類によって異なり、洗濯によって完全に落とせる

とは限りません。また、洗濯方法によっては生地を傷めるおそれがあるため、洗濯表示に従うことをおすすめします。なお、一般的に、通常の着用で衣類の撥水加工が着用者の健康に影響するとは考えにくく、過度に心配する必要性はないと考えます。

◆ **＜軽い素材のフライパンの安全性について＞ テレビ通販で、軽くて使いやすいフライパンが紹介されていていた。商品名やフライパンの素材は分からないが、安全性に問題はないか知りたい。〈消費者〉**

⇒当センターでは個別の製品の安全性等の情報は持ち合わせておりません。フライパンの素材は合成樹脂とのことですが、食品衛生法では、食品に用いられる器具・容器包装のうち、合成樹脂製については、食品衛生法のポジティブリスト制度により、安全性が確認された物質のみが使用できる仕組みになっています。また、材質や用途に応じて、食品への物質の溶出量などについて規格基準が定められています。フライパンが軽いことだけで、安全性に問題があるとはいえません。安全性が気になる場合は、商品名や材質、コーティングの有無などを確認し、販売元に問い合わせるとよいでしょう。

◆ **＜海外で購入したスクイーズ玩具の安全性について＞ 台湾の露店で握って感触を楽しむスクイーズを土産に購入し、子供が浴室などで遊んでいる。先日ネットで有害な物質が含まれていることを知った。玩具に表示はついていない。子供は口に入れたりはしていないと思うが、手で触りその手で家の中のいろいろな所に触れたりしている。我が家には妊婦もいて、現時点で体調不良はないが、安全性が気になった。化学製品PL相談センターは中毒情報センターから紹介された。〈消費者〉**

⇒スクイーズは製品によって素材や配合成分が異なり、ポリウレタンフォームやシリコーンなどが使われています。また、製品によっては可塑剤や着色剤などが使用されている場合もあります。日本国内では、食品衛生法により、6歳未満の乳幼児が使用する玩具について、一部の化学物質の使用が制限されています。ただし、海外で購入した製品は、適用される規制が日本と異なる場合もあり、また表示もないことから、使用されている成分や安全性を判断することは困難です。お子様が口に入れたり体調不良を生じたりしていないということですが、心配であれば、使用を中止したり、遊んだ後は手を洗うなどの対応をとられてはいかがでしょうか。

◆ **＜2か月続く指のしびれについて＞ 2か月前に自宅のポストにふれた時、20秒ほどビリビリし、その後、指先にしびれの症状が残っている。皮膚表面に傷などはない。皮膚科と整形外科に通院し、手のレントゲンとエコーを受けたが問題はないと言われている。2か月前にポストに付着していた化学物質が原因ではないかと思う。化学物質でしびれ症状を発症するものはないか。化学物質PL相談センターはネットで調べた。〈消費者〉**

⇒化学物質によっては、皮膚から吸収されたり、皮膚の深部を障害したりすることで、しびれなどの神経症状が生じることがあります。ただし、一度触れただけで、皮膚に異常がないまま2か月にわたって指先のしびれが続くという経過は、一般的な化学物質による皮膚障害とは考えにくいです。症状が続いていることを改めて医師に伝え、しびれの原因について診断を受けることをおすすめします。

◆ **＜手作り雑貨製品の表示について＞ 個人で紙を染色・加工し、水性のニスで仕上げる小物類を作成、知り合いに販売したりしている。今月末に体験会を開催し、コースターの作成を予定しているが、食品衛生法などの観点から、体験会で作成したコースターの注意書きに何か記入した方がよいのか知りたい。ニスは、食品衛生法対応と記載された製品を使用予定である。消費者庁やニスのメーカーに問い合わせたが、明確な回答が得られていない。PL相談センターはネットで調べた。〈事業者〉**

⇒当センターでは、個別の製品表示などに関するアドバイスは行っておりません。一般的な情報として、すべてのハンドメイドの作品に注意書きの表示が一律に義務付けられているわけではありません。食品衛生法では、食品に接触する器具・容器包装などについて規制が設けられていますが、今回のコースターがその対象となるかどうかは、用途や使用状況などによっても異なります。また、ニスに「食品衛生法対応」と記載されていても、作品全体が食品に接触する用途に適しているとは限りません。作成した作品を安全に使用していただくための情報として、直接、食品と接する用途には使わない事や、水濡れに関する注意、お手入れの方法などを記載することを検討してはいかがでしょうか。

◆ **＜タフティングマットの品質について＞ タフティングマットを製造販売している。納入10日目に他のマットと一緒にドラム式洗濯機で洗濯をしたら、白い粉がたくさん出てドラム式洗濯機が壊れたので弁償してほしいと言われている。マットの裏はホットメルトである。今まで多くの製品を納入しているが、白い粉が出たという申出は初めてである。化学製品PL相談センターには事例があるか？〈事業者〉**

⇒当センターには、接着剤やウレタンなどが経時劣化により白い粉状になり、落ちてきたという相談が寄せられることはあります。一方、使用開始から10日程度の製品から白い粉が出てきたという相談は、これまで寄せられていません。

◆ **＜パーティー用スプレーの引火について＞ テレビ局で番組を制作している。海外の映像で、パーティーなどでスプレーすると紐状の物質が出てくるスプレー缶を使用した際、ろうそくの火に引火した映像がある。引火した原因とスプレーの成分について、見解を教えてほしい。〈事業者〉**

⇒パーティー用の紐状のスプレーは、一般に樹脂成分や溶剤、噴射剤などを含み、噴射すると紐状の物質が形成される製品です。国内で販売されている製品の一例として、噴射剤にジメチルエーテル（DME）、内容成分にレジン、ソルビタン、エチルアルコールを使用しているものがあります。DMEは可燃性のガスであり、エチルアルコールも可燃性です。また、糸上の生成物自体も、材質や配合によっては着火する可能性があります。国民生活センターが2006年11月8日に行った「スプレー缶製品の使用上の安全性」に関する記者説明会の資料（https://www.meti.go.jp/product_safety/event/070710/070710031.pdf）では、糸状のスプレー2製品の着火試験において、1製品で着火が認められます。国内のエアゾール製品には、製品の特性に応じて「火気と高温に注意」などの注意表示がされています。可燃性成分を含む製品は、火気の近くで使用しないことが重要です。

◆クレーム関連意見・報告等

◆ **＜下の階の洗濯物のニオイで体調不良＞ マンションの下の階の住人の洗濯物のニオイが強く、体調不良になる。管理会社に伝え、すべての住人に「洗濯物を干す時の配慮と柔軟剤の使用量を控える」お願いのポスティングとポスターの掲示をしてもらった。しかし下の階の住人のニオイは変わらず、外に干した洗濯物にニオイが移り、それを使用したら湿疹やかゆみが出るようになった。以前から近所のクリニックに通院して、症状はニオイのせいであろうという診断ももらっている。自宅に外気が入らないように対策しているが、これ以上どのような対策ができるだろうか。化学製品PL相談センターは、消費生活センターから紹介された。〈消費者〉**

⇒柔軟仕上げ剤などの香り付き製品には、複数の香料成分が含まれており、それらの組み合わせによって香りが構成されています。人は、空気中に漂う化学物質が嗅覚受容体に作用することでニオイを感じますが、ニオイの感じ方には個人差があり、同じニオイでも不快に感じる人がいます。また、ニオイの感じ方だけから、体調不良の原因となる成分を特定することは困難です。このようなニオイの感じ方の個人差を理解し、自分にとって快適な香りであっても困っている人もいることに配慮するため、消費者庁や厚生労働省などの多くの省庁が合同で、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_260514_01.pdf）。体調については、既に受診されている医療機関に、現在の症状や生活への影響を具体的に伝え、今後の対応についてご相談されることをおすすめします。また、管理会社にはすでに対応を依頼されていますが、これまでの対策後も状況が変わらないことや、症状などを改めて伝え、管理会社や管理組合に対応を相談することも考えられます。なお、当センターは、相談者からの要望を直接行政やメーカーに働きかけることはしていませんが、いただいたご意見は、アクティビティノートおよび年度報告書等で公開するとともに、関連する団体、機関と情報の共有を図っています。

◆ **＜近隣の柔軟剤のニオイで体調不良＞ 数年前から隣の住民が使用している柔軟剤のニオイで体調不良になっている。隣の家の衣類乾燥機の排気口がこちらに向いていて、毎日ニオイがするので、一度やんわりと伝えたことがあるが、改善されていない。通院もしていて慢性副鼻腔炎と診断されている。香りで困っている人がいるというポスターも作成されていることを知った。隣の人にどのように伝えたらよいか解決策を知りたい。化学製品PL相談センターは消費者センターから紹介された。〈消費者〉**

⇒ニオイの感じ方には個人差があり、自分にとって快適な香りでも困っている人がいることを理解するために「消費者庁・文部科学省・厚生労働省・経済産業省・環境省などが合同で、柔軟剤などの香り付き製品の使い過ぎに注意し、周りの方に配慮した使用をするように啓発を行っています（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/assets/consumer_safety_cms205_260514_01.pdf）。隣の住民に伝える際には、衣類乾燥機の排気が自宅に流れ込んでくることや、それによって困っている状況を具体的に伝え、排気の向きや使用する製品について配慮してもらえないか相談してみてはいかがでしょうか。なお、体調については、すでに医療機関を受診されているということですので、引き続

き医師に相談のうえ、排気による柔軟剤のニオイと体調不良の因果関係について診断を受けることをおすすめします。

ちょっと注目

資源循環は、何からはじまるのか
―「捨てた後」ではなく「作る時」から考える―

最近、使用済み PET ボトルを原料とした再生 PET 樹脂を 100%使用した飲料容器も見かけるようになりました。飲み終えた PET ボトルが再び PET ボトルへ生まれ変わる「ボトル to ボトル」の取組も広がり、資源循環は少しずつ私たちの身近なものになっています。

資源循環というと、ごみを分別して捨てることを思い浮かべる人も多いでしょう。しかし、本当に循環が始まるのは、ごみとして捨てられた後なのでしょうか。

●PET ボトルの循環は「作る時」から始まっている



飲み終えた PET ボトルが再び PET ボトルになるのは、回収技術が優れているからだけではありません。飲料用 PET ボトルは、内容物を洗い流しやすいことに加え、本体を無色透明にすることや、ラベルやキャップを分離しやすくすることなど、リサイクルを考慮した設計が進められてきました。また、こうした取組を後押しする仕組みとして、プラスチック資源循環促進法に基づく設計認定制度も始まっています。この制度では、PET ボトルだけでなく、文具や家庭用洗浄剤・化粧品の容器なども対象に、リサイクルしやすい設計や軽量化、再生プラスチックの利用などが評価されます。

PET ボトルの循環を支えているのは設計だけではありません。自治体による分別回収、再生処理を行う事業者の技術開発、再生材を活用する飲料メーカーの取組など、多くの関係者の努力が積み重ねられてきました。こうした取組の結果、日本の飲料用 PET ボトルのリサイクル率は 85%を超える水準を維持しています。私たちが何気なく分別しているボトルのリサイクルは、製品設計から回収、再利用までを見据えた社会全体の仕組みに支えられているのです。

●資源循環に必要なのは回収だけではない

2022 年にはプラスチック資源循環促進法が施行され、容器包装だけでなく、製品プラスチックについても資源循環を進める取組が推進されるようになりました。しかし、制度ができたからといって、すぐに資源循環の仕組みが整うわけではありません。2026 年 6 月時点で、製品プラスチックを分別回収している自治体の人口カバー率は約 30%です。回収方法の整備、再生利用先の確保、製品設計の工夫、事業者の取組など、さまざまな条件がそろって初めて循環の仕組みは機能します。

また、消費者の行動も重要な役割を担っています。プラスチックを資源として活用するためには、地域の分別ルールに従って適切に排出することが欠かせません。回収対象ではないものが混ざったり、汚れが残っていたりすると、再資源化の妨げになることもあります。回収の仕組みが整っていても、排出時の状態によってリサイクルのしやすさや再生材の品質は変わります。資源循環は、製品を作る人や回収する人だけでなく、使う人の行動によっても支えられているのです。

●製品によって循環のあり方は異なる

プラスチック製品は、すべて同じようにリサイクルすればよいわけではありません。製品の用途や使用期間によって、資源を有効に活用する方法は異なります。例えば、建物の給排水などに使われる塩化ビニル管（塩ビ管）は、適切に施工・維持管理されれば、数十年にわたって使用される製品です。使用期間が長ければ、交換の頻度を抑え、製品の製造や施工に伴う資源・エネルギーの消費を抑えることにもつながります。また、使用済みの塩ビ管を回収し、再び原料として利用するための取組も進められています。

このように、資源循環には、使用後に回収して再利用するだけでなく、製品を長く使うという考え方もあります。製品の特性や使用期間に応じて、資源を有効に活用する方法を考えることが大切です。

●商品を選ぶとき、何を価値と考えるか



資源循環の仕組みを維持し、広げていくためには、環境に配慮した商品が実際に選ばれることも重要です。消費者庁の新未来創造戦略本部では、環境への関心を実際の購買行動につなげるため、「Last One Mile（最後のひと押し）」に着目した研究が行われています。環境に関心があっても、商品を選ぶ場面では必ずしも環境への配慮が優先されるとは限りません。関心と行動の間にある最後の一歩を、どう後押しするかが課題となっています。

私たちが商品を選ぶときに重視するのは、環境性能だけではありません。品質や使いやすさ、価格なども大切な判断材料です。また、白く、傷がなく、均一で、新品らしい外観に価値を感じることも少なくありません。そのため、再生材を使った製品の色や風合いを、品質が劣るためだと受け取ってしまうこともあるでしょう。一方、古着やビンテージ品には、使い込まれた風合いや、長く受け継がれてきたことに価値を見いだす人もいます。「資源を大切に活用していること」も、商品の価値の一つになり得ます。

もちろん、安全性や必要な品質・性能が確保されていることが前提です。そのうえで、見た目や価格だけでなく、資源を有効に活用していることも商品を選ぶ際の価値として認められるようになれば、資源循環を支える選択が広がっていくのではないでしょうか。

地球環境を守りながら、私たちも豊かに暮らしていくためには、商品に求める価値観を変えていくことが必要なのかもしれません。

参考にした資料

・環境省　令和 7 年版 環境・循環型社会・生物多様性白書
https://www.env.go.jp/policy/hakusyo/r07/index.html
・経済産業省　プラスチック資源循環促進法における設計認定制度について初めての認定を行いました
https://www.meti.go.jp/press/2025/02/20260210002/20260210002.html
・PET ボトルリサイクル推進協議会　PET ボトルリサイクル年次報告書 2025 年度版
https://www.petbottle-rec.gr.jp/nenji/backnumber.html
・消費者庁 新未来創造戦略本部　「環境配慮型商品の購買促進に向けた政策ターゲットと情報提示手法の検討」プログレッシブ・レポート https://www.caa.go.jp/policies/future/icprc/research_006/assets/caa_futurer_cms201_260911_01.pdf
・衆議院「第 221 回国会 環境委員会 第 13 号」2026 年 6 月 12 日
https://kokkai.ndl.go.jp/simple/txt/122104006X01320260612/11
・塩ビ工業・環境協会　環境問題に貢献する塩ビ製品について
https://www.vec.gr.jp/topics/new409.html

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中

『アクティビティノート』の発行や、催し物など当センターの最新情報を随時お知らせするe-メールサービスです。

・お申し込みはE-mail（pl@jcia-net.or.jp）で。
（件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください。
①ご氏名（フリガナ）　②お勤め先（フリガナ）　③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）のTEL・E-mailアドレス
※個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内

化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。
各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。
日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。
（TEL　03-3297-2602　担当：伊東（イトウ））



化学製品PL相談センター
https://chemical-pl.jp
ウェブサイトが新しくなりました

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品 PL 相談センター
〒104-0033　東京都中央区新川 1-4-1　住友不動産六甲ビル7階
TEL ：03-3297-2602　FAX：03-3297-2604
URL ：https://chemical-pl.jp/

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。